

Title	最近の日本における「監査の失敗」の背後原因：山一証券のケースを例に (澤悦男教授退任記念号)
Sub Title	Causes of Recent "Audit Failures" in Japan : An Analysis of the Yamaichi Securities Case by a U. S. Trained Practitioner Turned an Educator (In Honour of Professor Etsuo Sawa)
Author	澤, 悦男(Sawa, Etsuo)
Publisher	
Publication year	2001
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.44, No.5 (2001. 12) ,p.1-
JaLC DOI	
Abstract	この稿は,筆者が2001年1月23日に慶應義塾大学商学会報告会で行ったリポートの内容をまとめたものである。このようなトピックを選んだきっかけは,商学研究科世界銀行プログラムの一環として会計学(Accounting)の授業を担当していたときに,山一証券の倒産劇が起こり,それに関連して当時の日本の企業会計・監査制度を取り巻く環境を"粉飾"することなく留学生に伝えることを試みたことにある。最近の日本における「監査の失敗」と目される事件のいくつかは,山一証券のケースも含めて,1990年代までの日本的会計慣行,日本
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20011200-00686226">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20011200-00686226</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 最近の日本における「監査の失敗」の背後原因

— 山一証券のケースを例に —

澤 悦 男

### <要 約>

この稿は、筆者が2001年1月23日に慶應義塾大学商学会報告会で行ったリポートの内容をまとめたものである。このようなトピックを選んだきっかけは、商学研究科世界銀行プログラムの一環として会計学 (Accounting) の授業を担当していたときに、山一証券の倒産劇が起こり、それに関連して当時の日本の企業会計・監査制度を取り巻く環境を“粉飾”することなく留学生に伝えることを試みたことにある。

最近の日本における「監査の失敗」と目される事件のいくつかは、山一証券のケースも含めて、1990年代までの日本の会計慣行、日本的監査慣行および日本の裁量行政がその背後要因としてあったことを探るのがこの稿の目的である。一口にいて、数年前まで日本の企業会計および財務諸表監査には次のような特徴が存在したといえる。

- ・ 商法、証券取引法および法人税法からなる3つの会計法令および関係諸法令は、法人税関係を除き、財務諸表の様式と表示・開示に係る規定は詳細を極めるが、会計処理の基準については大まかでフレキシブルであった。
- ・ 監査基準および同準則は監査の基本的な考え方を示しているに過ぎず、具体的な監査実務指針 (監査基準・手続書) は公表され始めたばかりであり、リスク・アプローチの監査手法は立ち上がりの段階にあった。

また、1998年に容認された銀行の保有する株式の評価基準を低価法から原価法に切り替える措置や同年の土地再評価法などに見られるように、政府・行政による企業会計への介入、さらに金融機関等の貸倒引当金設定額や飛ばし行為の幫助的助言などのような業界または企業に対する決算指導が行われていたことも否めない。そして、このような介入や指導を産業界および会計士業界ないし公認会計士がよりどころとする傾向もあった。すなわち、それらを所与の前提として受けとめることにより、独自の判断を回避し、責任を政・官にゆだねることができるからである。

最後に、山一証券の監査人に対して破産管財人により損害賠償要求訴訟が起きているが、法廷の場で当該事件の全容が解明され、問題の本質が明らかになることを期待したい。

なお、この報告の後に活発な質疑応答があり、多くの僚友から貴重なコメントを頂いたが、紙幅の都合で割愛することをお許し願いたい。

### ＜キーワード＞

日本の会計慣行・日本的監査慣行・日本的裁量行政、会計基準・慣行のあいまいさ、“飛ばし”の会計処理、貸倒引当金の計上基準、会計基準という称、監査基準、“通常実施すべき監査手続”、政府・行政の介入、低価法、概念フレームワーク、監査の盲点、エクスペクテーション・ギャップ、適正意見、簿外損失、“時代的制約”

本日はお忙しいところご参集下さいまして有り難うございます。

今日ご報告させていただきますのは、ご案内の通り「最近の日本における「監査の失敗」の背後原因——山一証券のケースを例に——」ということになっています。

私の専門は国際会計論なので、監査は実務経験のほか、この4年間に日吉キャンパスにおいて学部2年生を対象に、会計学の一環として実践的な学問としての監査論を秋学期の前半に講義したことに限られます。いわば私の専門分野の付け足しのようなものですが、あえてこのような題目を選んだのは、国際会計について報告するよりも、商学部の先生方にはこのようなタイトルのほうが受けがよいのではないかと考えたからです。ですから、これは学術的な研究報告ではないということを、あらかじめお断りしておきます。

### I はじめに

では早速本題に入りますが、約3年前の1997年11月22日（土曜日）に新聞が一斉に山一証券の自主廃業の決定について大きく報道したことは、私たちの記憶に新しいことと思います。あるいはこの3年の間には、例えば昨年9月でしたでしょうか、大阪地方裁判所による大和銀行ニューヨーク支店の巨額損失事件の判決をめぐり、次のようなことが報道されました。すなわち行政の指導に従っていても、取締役の監視義務違反は免責されないということです。そしてそのほか、いわゆる“会計ビッグバン”なども含めて日本の会計・監査制度をとりまく環境は大きく、そして急激に変化してきており、われわれはそのような変化にそれなりの順応をしてきているように思います。しかし、こういった様変わりした現在の状況のもとで、現在の感覚で、3年前の山一事件を分析し判断するのは、公平でないので気をつけなければなりません。

当時、私はこの大学において主に修士課程の留学生を対象に会計学の講義をしていました。山一証券の自主廃業（後に自己破産）の報道に関して翌週の授業で、相当いろいろな質問を受けるのではないかと予想し、それなりの準備のうえ、個人的な見解をその授業で話そうとしたわけです。

予想どおり次の授業で、あまり質問をしない大方の日本人の学生を尻目に、留学生から矢継ぎ早に質問が飛んできました。“Sensei, what is a TOBASHI transaction?” 「“飛ばし”取引とはどういうものか」、「飛ばし取引の会計処理は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則の下では、どのように定められているのか」。また、「日本における独立監査人の責任はどのように規定

されているのか」, 「日本では公認会計士に対する訴訟は頻繁に起きているのか」, etc, etc, etc, と  
いった質問です。

この事件にまつわる事実認定材料の不足は、今もその当時とあまり変わっていないように思いますが、それを理由にその場しのぎの回答をすることはできないので、いろいろな国籍の留学生が一応納得してもらえるような説明を試みたわけですが、それは、この問題の本質を当時の日本的会計慣行、日本的監査慣行、そして日本的裁量行政といいたらいかがでしょうか、そういった視点から探るものでした。したがって、本日の報告はそのときの話をベースに、その後のこの事件の進展を踏まえて、若干考察を加えたものです。

## II 会計基準・慣行のあいまいさ

まず、日本の会計基準と会計慣行についてですが、これらを会計制度あるいは制度会計とも言うており、端的に言って多分にあいまいであったように思います。私の場合、学問としての会計学をアメリカの大学で勉強し、そしてアメリカの会計基準を適用する実務に携わり、その後日本の会計に触れる機会を得たのですが、その時に感じたことは、外国の研究者あるいは実務者が感じるように、日本の会計制度は分かりにくいということです。

### 1. 企業会計制度

#### (1) いわゆるトライアングル体制について

日本の会計制度はご承知のようにトライアングル（三角形）体制を形成しているといわれています。その中心となるのが商法で、それに証券取引法と法人税法が密接に関係しています。そして、このような日本の会計制度を海外で紹介している文献の多くは、この3つをそれぞれ別個に説明しているように見受けられます。

企業会計の観点から簡単に言って、商法は主に特定の資産に関する計算規定を定めており、証券取引法は財務諸表の様式と開示のルールを取り決めています。もっとも、商法においても「企業会計原則」を念頭に置いた「公正な会計慣行」の斟酌規定が定められており、証券取引法では、「企業会計原則」をはじめとした企業会計審議会の公表した諸基準に従うべき旨が定められています。そして、最後の法人税法は課税所得の計算のために、企業会計と異なるいわゆる別段の定めを規定しています。そうすると、この3つの法令からなる日本の企業会計は一口に言って、財務諸表の様式と表示・開示の規定は詳細を極めている一方、これら開示の基礎となる会計処理の規定は、あえていえば、大まかでフレキシブルであったように思います。

これら3つの法令はお互いに強く密接に結びついていると言われてはいますが、事実上どのように実務への適用に際して関連しているかについては、必ずしも十分な説明がなされていないのではな

いでしょうか。特に税法基準の企業会計への借用度と申しましょうか、利用度の許容範囲が必ずしも明確でなかったということがいえるのではないのでしょうか。これは多分に経理要件、すなわち税法上認められるために、ある取引や事象は帳簿に記入することが必要条件であり、また当時は税効果会計というものが導入されていなかったことなども一因ではないかと思います。例えば、日本公認会計士協会の監査委員会報告などの企業会計処理基準といえるのものでさえ、適正な会計処理であっても税務上認められない会計処理を強制することに逡巡していたことは否めないでしょう。もちろん、すべての項目について税務優先ということではありませんでしたが。

## (2) 「企業会計原則」の位置付け

そして、1949年に設定された「企業会計原則」について、その制度会計すなわち法律会計における位置付けというものが必ずしもはっきりしておりません。これは概念規定なのか、あるいは強行規定なのか、会計行為の適否が法律で争われるギリギリのところでの議論は十分になされてきたといえません。ちなみに、「企業会計原則」について東京高等裁判所は1995年に日本で唯一の公認会計士監査に係わる民事訴訟の判決文の中で、「以上によれば、企業会計原則には、法的な拘束力はないものというべきである。」と述べています。

さらに、企業会計原則をとりまく大きな問題は、それが、収益は実現主義、費用は発生主義そして資産は原則として取得原価により測定する等の大きな基礎的な基準を包括的に規定し、それに従って基本的な事項の処理基準を示しているだけということにあります。つまり、現実には生起するその時々的重要な経済事象あるいは新しい取引に対して適応できないということです。ところで、「企業会計原則」は“Business Accounting Principles”ないし“Financial Accounting Standards for Business Enterprises”というタイトルでその内容を海外に紹介していますが、この場合、設定の背景、目的、そしてどのような理由でいくつかの改正が行われたことなども併せて説明しないと、「企業会計原則」と会計実務の関係が正しく伝わらないような気がします。

## 2. 当時の特定の項目に係る会計処理について

### (1) いわゆる“飛ばし”をとりまく会計処理

さて、山一証券のケースですが、“飛ばし”という取引が行われたと報道されています。この“飛ばし”についての会計はどういったものかといいますと、たぶん皆さんはご存じだと思いますが、ある証券会社が保有する原価100のある有価証券の時価が70まで下落したとしましょう。そうすると証券会社は、当時、低価法を適用して市場性のある有価証券を評価することが強制されていたので、決算日に30の評価損を計上しなければならないこととなります。それを逃れるために、決算日前にこの有価証券をどこかに飛ばすわけです。すなわち、よその会社にそれを決算日後に買い戻すことを条件に、帳簿価額の100で売るので。そうすると、売却額が100なので損益は生じません。

そして、買い戻す時の価格は100に金利相当分を上乗せするので、金利部分が5であると仮定すると、105で買い戻すことになり、簿価は100から105にかさ上げされます。このような「飛ばし」行為とそれに伴う会計処理は、決算日を挟んで飛ばしの対象となった有価証券の時価が回復するまで繰り返されるので、想定帳簿価額は105、110、115と上がる一方、時価は、当時、下がる傾向にあったので、結果として簿価と時価の差がどんどん乖離していくことになりました。

そこで問題は、私の授業に参加していた留学生が呈したように、当時、これは繰り返すようであるが当時というのは1997年以前のことで、このような飛ばし取引についてそれに係る明確な会計基準が存在していたかどうか、あるいは公正妥当な会計慣行が確立していたか否かということです。これについて言えることは、日本の会計は伝統的に個々の取引の法的形式をその経済的実態（すなわち、買い戻し条件付という事実）に優先する傾向にあったように思います。そうすると期末に所有してない、法的には売却している有価証券を時価で評価し評価損を認識することは、この傾向にそぐわないのではないのでしょうか。これを簿外負債と新聞等では呼んでいます。このことについては、いろいろ手を尽くして調べてみたのですが、明文化された基準は当時なかったように聞いております。

なお、その後このような会計の不明瞭な点について、いくつかの外資系の金融機関が、いわゆる「飛ばし類似金融商品」を売り出したことがあります。それについて日本公認会計士協会は1999年に、このような取引は、その全体を見て判断し、適切な会計処理を行うよう会計士は指導すべきであるという取扱指針を公表したいきさつがあります。

## (2) 貸倒引当金の計上基準

そして“あいまいさ”のもう一つの例として債権や貸付金に対する「貸倒引当金」を挙げてみたいと思います。このことについては住専（住宅金融専門会社）のほか、いくつかの金融機関の経営破綻に伴う粉飾決算疑惑という形で問題になりました。しかし、貸倒引当金の計上基準は法人税法に基づいた繰入限度額をもって設定するのがその頃の会計慣行であり、このことについて日本公認会計士協会は1976年に監査上の取扱いとしてガイドラインを公表しています。それによると、貸倒引当金は原則として税務上の損金算入限度額が計上されていれば、実態に応じた貸倒見積額に明らかに不足していなければ企業会計上もそれでよいとしていたのです。そうすると「企業会計原則」では、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額が債権の貸借対照表価額であるとしているだけなので、実務慣行は、法人税法の取扱いを優先することから不良債権についても減損処理は進まなかったといえます。

以上、会計基準または会計慣行が必ずしも明確でない、いわゆるあいまいな例として“飛ばし”の取引と貸倒引当金の2つの例を挙げてみました。

### 3. 会計基準という秤

次に監査の定義をみてみます。アメリカ会計学会による監査の定義は次のとおりです。すなわち、「監査とは、経済活動および経済事象に関する言明 (assertions) と確立された規準 (established criteria) との合致の程度を確かめるために、これらの言明に関する証拠を客観的に入手し、評価し、さらにその結果を利害関係を持つ利用者に伝達する体系的なプロセスである。」と述べています。ここでいう「言明」又は主張とは、言うまでもなく財務諸表監査の場合、経営者が作成した財務諸表であり、そして「確立された規準」とは一般に公正妥当と認められる企業会計の基準ないし規準のことを指しています。

#### (1) 設定されている規準があいまいな場合の対応

そうすると、経営者の言明は正しいか否かを確立された規準という秤にかけて判断することになるので、その秤自体の使い道が明確でない、あるいは一定の精密度に欠ける (あいまいな) 場合はどうするかという問題があります。最も厳格に解釈し実務に適用する方法と、許容範囲を最大限に広げることが可能であれば、その間に大きなギャップが生じます。このように、適度に明文化された規準がない場合に、監査人としての公認会計士が、独自の判断に基づきギャップの幅を狭めることが彼らに期待される役割かもしれません。しかしながら、現実の問題として、言明者は許容範囲を盾に反論するのは明らかです。なお、ここに想定している監査人は、あくまでも善意の、平均的、一般的な公認会計士です。

#### (2) 規準が設定されていない場合の対応

次に、経営者の言明が妥当であるか否かを判断するための秤が特に用意されていない場合の対応です。

企業の経済活動が速いスピードで多様化し、グローバル化することに伴い、新しい形態の取引や事象が発生し、また長年にわたり使ってきた秤を続けて使用することに対して疑問が投げかけられることがあります。

いろいろなタイプのデリバティブ金融商品の出現とその急速な企業への浸透により、従来の取得原価主義・実現主義会計に基づく秤を、1980年代の後半から段階的に、そして試験的に取り替えることを余儀なくされました。この取替え作業は今後も続きます。また、日本において1~2年前より導入され始めた税効果会計や退職給付の会計は、その対象となる会計事象の内容そのものは変わっていないにもかかわらず、今まで使用してきた秤に変えて異なる方法を用いてこれら事象を認識・測定するというものです。

このようなスピードの速い会計基準の変更は世界各国で行われており、アメリカにおいてもここ2~3年の間に、デリバティブ商品およびヘッジ活動に係る新たな会計基準の設定のほか、企業結合やのれんを含む無形資産会計の見直し作業、ならびに (有形固定) 資産の除去に付随する債務の会計に関する公開草案の公表などがあります (ちなみに、この2つの公開草案は2001年6月に3つの基

準書として確定されました)。このうち、原子力発電所などの閉鎖に伴う見積もり債務の認識と測定  
のルールを新たに定めた理由の1つとしてFASBは、従来このような債務は「負債 (liability) の  
定義を満たす債務 (obligation) であっても、これら負債は発生した時に認識されていない——。」  
ことを挙げています。そして、負債の定義とその認識および測定の基礎を、FASBはいわゆる概  
念フレームワークと呼ばれるものに求めています。財務会計諸概念に関するステイトメント第6号  
「財務諸表の構成要素」、第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」および第7号「会計測  
定に使用するキャッシュ・フロー情報及び現在価値」がこれです。

このように、企業活動の多様化とグローバル化の速いスピードに対処するために日本をはじめ各  
国において、近年、国際的に認知された会計基準 (internationally recognized accounting standards)  
に向けて調和化 (harmonization) ないし収斂化 (convergence) する動きが加速しています。しか  
し、日本では山一証券事件が起きた1997年頃までは、このような動きは鈍く、それまでの14~15年  
間に、会計基準らしい内容を調べたものとして公表された基準はせいぜい3~4年に1つというペー  
スでした。それも日米構造協議などのいわゆる外圧によるものがほとんどであったように思います。  
また、当時は会計事象の法的形式を優先し、新しい形態の取引であってもそれと表面的に類似する  
取引や事象にかかる既存の会計慣行に準じて処理する傾向にあったように思います。たとえば、特  
定金銭信託を預金に含めて表示するとしたことなどです。

### (3) 法的形式を経済的実態に優先する傾向

日本やヨーロッパ大陸系の会計は明定あるいは明文化されている会計規定に限るという、いわゆ  
る制定法または成文法的な考え方が伝統的に強く個々の取引の法的形式を重視し、経済的実態を疎  
んじる傾向が多分にあるのではないのでしょうか。

大体こういったことで当時の日本の会計基準および会計慣行はあいまいな部分が相当あったよう  
に考えます。

## III 当時の監査基準・慣行の状況

### 1. 明文化され、有効となっていた監査基準等

#### (1) 監査基準——一般基準、実施基準、報告基準

次に監査基準についてですが、当時明文化され、そして有効になっていた監査基準および同準則、  
そしてそれらを解釈し、実務上の監査手続きを示したものの数は限られていました。1991年に25年  
ぶりに監査基準の改訂が行われましたが、これはご存じのように職業監査人の専門的能力、独立性、  
十分な監査証拠の収集、そして監査意見の表明などについて根本的な原則を11ほど簡素に述べてい  
るものです。



## (2) 監査実施準則、監査報告準則

監査基準に付随するものとして監査実施準則と監査報告準則があります。このうち実施準則は監査基準の中の監査実施基準を補足するためのもので、9つの規定がありますが、その内容は監査を行うにあたり、基本的な事項を定めることにとどまっています。例えば、監査実施準則一は「監査人は、財務諸表の監査に当たり、監査基準に準拠して通常実施すべき監査手続を実施しなければならない。通常実施すべき監査手続は、監査人が、公正な監査慣行を踏まえて、十分な監査証拠を入手し、財務諸表に対する意見表明の合理的な基礎を得るために必要と認めて実施する監査手続である。」と規定しています。

## (3) 日本公認会計士協会の監査実務指針

これら監査基準、監査実施準則および監査報告準則は、1991年に改訂され、同時に先に引用した監査実施準則一に述べている「通常実施すべき監査手続」の具体的な指針を作る役割が、日本において証券取引法関係の企業会計および監査基準を設定する当時の大蔵省の企業会計審議会から日本公認会計士協会に任されたわけです。それまでは監査実施準則の中に売上高、たな卸資産や有価証券などの財務諸表項目について通常実施しなければならない監査手続を、監査手続書 (audit program) のような形で列挙していましたが、1991年の変更でこれらはすべて削除されました。そして、1992年からそれまでとは異なる体系の監査手続指針と呼ぶべきものを日本公認会計士協会が設定し始め、現在まで1号から17号までが公表されています。もっとも、山一証券が破産した直前の1997年3月期当時は1号から8号までの適用しか義務付けられていなかったのが実状です。

しかし、この8本の監査実務(手続)指針の中には、リスク・アプローチと呼ばれる監査手法の中核をなすともいえる第4号「内部統制」および第5号「監査上の危険性と重要性」そして第6号「監査計画」が含まれていることも事実です。ちなみに、これら指針は(日本公認会計士協会)「監査基準委員会報告書第〇号(中間報告)」と銘打っています。

要するに、当時は、善意の、平均的、一般的な監査人は監査の実施について基本的なことがらしか決めていない監査実施準則、そして「通常実施すべき監査手続」という抽象的で具体性のない概念規定のほか、数本の実務的な監査手続書しか揃っていなかった状況に置かれており、その中で主に彼の個人的な知識および経験をもとに監査を行わなければならなかったということです。もっとも、実質的にはかなり以前から存在した証券取引法監査のための「監査手続一覧表」や「監査マニュアル」などの浸透により、そのような普遍的・具体的手続は会計士により周知徹底されていたとの反論もあるでしょう。

なお、単純な比較かも知れませんが、この当時アメリカではSAS(監査基準書)そしてSAP(監査手続書)と呼んでいる監査実務指針はすでに100以上にのぼります。これら基準書の内容を度外視し、その数だけで判断することはできませんが、比較の一応の目安になるのではないかと思います。

ところで、明文化された会計基準、それから監査基準の量と質を比較することはもちろん可能です。しかし、これが監査実務あるいは監査の水準の比較となると話が違ってきます。公表されている監査基準を実務においてどのように適用しているかについて公認会計士間、監査法人間、または国際間比較を行うのは困難を伴うので、このような実証的研究はごく限られています。監査人には守秘義務というものが課されているので、どのような監査をしたかについては監査人が監査を行う過程で作成した監査調書を綿密に見ないと分からないからです。したがって、監査基準については表面的に明文化されているかもしれませんが、それをどの程度実務において適用したかを調査をする際に協力を得るのは難しいと言えます。

さらにいえば、監査手続の実施範囲あるいはくだけた言い方をすれば、監査証拠をどこまで収集するかについても、監査も広い意味で経済行為である以上、効率性と有効性が要求されます。単に時間をかけて量を多く監査するのがパフォーマンスのよい監査なのか、時間量だけでの比較も難しいものがあります。

#### IV 政府・行政の介入

##### 1. 会計基準への直接の介入

企業会計基準というものは、そのような基準を設定する機関として認知されている主体が、通常、正当な基準設定手続（due process）を経て新たな会計基準の設定や既存のルールの改訂を行います。しかし、時にはこのような基準設定主体を通さずに政府、行政により突如としてそのときの経済状況に対処するために、あるいは政府の金融政策の一端として、会計基準の適用の変更を認めたり、新しい会計処理の方法を便宜的に容認することがあります。会計の理念が考慮されず、政策の用具とされるわけです。最近でもいくつかの例を挙げることができます。

##### (1) 銀行保有株の評価基準

1つは1998年3月期からですが、銀行の保有する株式の評価基準について低価法に代えて原価法を選択適用することができる処置がとられました。銀行は、当時、保有する株式について低価法が強制されていたのですが、株価がどんどん下落している中で低価法を適用すると、評価損を計上することになります。したがって、原価法に切り替えると時価が下落してもそれよりも高い取得原価、あるいは簿価に据え置くことにより評価損を認識しないで済みます。これは銀行の自己資本比率の改善や貸し渋りの解消のため等の理由により、このような政治的な措置がとられたともいわれています。

##### (2) 土地再評価法の導入

もう1つ例をとりますと、同じく1998年3月に施行された土地再評価法があります。これは3年間の時限立法で（後に2002年3月31日まで延長されました。）当初は金融機関のみに認めていましたが、

後に事業会社にも適用が拡張されました。保有する業務用の土地を時価で評価し、評価益を株主資本に繰り入れる方法です。

### (3) 国際会計会議における経験談

このことについて次のような個人的な経験があります。それは1998年の1月にロンドンにおいて開催された国際会計基準委員会の理事会に日本代表メンバーの1人として出席していたときのことで、

そのときの議題の1つは「投資不動産の会計処理」でした。国際会計基準 (IAS) でいう投資不動産とは業務用の不動産ではなく、その不動産を保有することにより将来の値上りを期待、もしくは賃貸することにより収益を得る目的で保有している不動産です。典型的な例が賃貸オフィスビルです。このような不動産に係る会計基準を設定する作業に取り組んでおり、議論はその時どちらかという、原価で測定するのではなく、時価で評価すべきであるという方向に傾いていたのです。われわれ日本の代表やドイツはこれに反対していました。これに対して、投資不動産は時価で評価しなければならないと強く主張していたのが、イギリス、オーストラリア、南アフリカなどで、いつもの図式といったところでした。そしてカナダ、アメリカやノルディックの代表はその中間にあって、どちらに決めようかと揺れ動いていた状況でした。

そしてコーヒブレイクがあり、それから帰ってくると、EU (ヨーロッパ連合) の代表が私を呼んで、「Etsuo, what is this all about?」と聞きます。これは一体全体どういうことなのかと。彼のところへ行くと、当日のファイナンシャル・タイムズを広げて、1つの記事を指差しているのです。その記事は、日本政府が投資不動産ではない事業用土地の再評価を認めることを決定したということとを大きく報道したものであり、これはどういうことなのかと。それまで日本は会計理論上の根拠はさておき、当時の日本における会計実務や考え方を念頭にドイツやその他のいわゆるヨーロッパ大陸系の会計モデルを踏襲している国に同調して、時価主義会計に一貫して反対して来た経緯があります。例えば、すでに公表されていたIAS16号「有形固定資産」や公表に向けて最終段階にあったIAS38号「無形資産」では、取得原価を標準処理として定めている傍ら、認められる代替処理として時価評価による測定も認めています。われわれは代替的な処理であっても、このような長期性使用資産を時価評価することに首尾一貫して反対して来たわけですが、しかし、突然こういったことが報道されたのです。

このような事実をEUの代表は指摘し、彼もヨーロッパ大陸の人間で、かつEU加盟国の会計規範を調整する立場にある人なので、日本はフランコ・ジャーマン系の会計モデルに反旗を翻し、その方向に顎をしゃくりながら、アングロサクソンのほうに鞍替えしたのかと聞くわけですが。彼はまた、この決定はBADC (Business Accounting Deliberation Council)、すなわち大蔵省の企業会計審議会を通した結果なのかと聞くのです。このことは日本代表のわれわれ3人には寝耳に水なので、全く答えに窮しました。いつも冗談を言ってる間柄なので、こんな回答しかできなかったように記

憶しています。「いやこれはわれわれの知らないことなので、悪いが日本政府に直接聞いてくれ」。

会計基準を設定する際に望まれるのは、正当なプロセスを経るということです。それは基準設定の重要な段階においてその内容や問題点を財務報告に関心を持つ人々に、論点整理や公開草案という形で公開し、意見を募ることにより設定のプロセスを明瞭にすることとでもいえましょうか。

## 2. 行政による監督下にある業界・企業の再建計画・決算指導

行政の監督下にある業界やその業界に属する企業の再編成、再建計画、そして決算指導などが事実行われており、このことも時には企業会計の中立性や適切な適用を妨げる場合もあるのではないかと思われます。

### (1) 住宅金融専門会社（住専）を含む金融機関の貸倒引当金の計上額

その一つに、住専を含む金融機関の貸倒引当金の設定額についても、税法上の限度額を大きく超える場合、企業独自に決められないということがあります。

### (2) 山一証券の“飛ばし”の助言

そして新聞等では山一証券の場合も“飛ばし”の助言とおぼしきものが、当時、業界の監督当局であった大蔵省の証券局により行われたと報道されています。

## V 望むこと

### 1. 会計基準設定の一元化

このようなことを考えてみますと、第一に会計基準の設定は一元化といいますか、一つの機関にその役割をゆだねるのが望ましいように思います。

現在、そのようなことが進められており、その主体は公的機関であるべきか、あるいは民間団体がその役割を果たすべきか議論がありますが、そのことについてはあえてこだわることはないように思います。こだわらなければならない最も大切なことは、設定主体の独立性の維持ということです。法人税法や所得税法などとは異なり、企業会計は政府の経済・金融・産業政策を遂行するための手段の一つとして使われるべきものではなく、また市場における企業の特定の行動を促進するため、または歯止めをかけることを期待して設定するべきものでもないと思います。その役割はあくまでも、企業活動の結果を忠実に描写することにあるように考えます。

ご存じのように、現在、4月1日を目途に、証券取引法に基づく企業会計の基準を設定する機関を民間の団体に移す準備が進んでいます（その後、2001年8月に民間会計基準設定機関として財団法人財務会計基準機構のもとに企業会計基準委員会が発足しました）。

## 2. 企業会計の概念フレームワークの設定

第二に、いわゆる企業会計の概念フレームワークといきましょうか、会計基準を設定する際の枠組み・土台として機能するため、また既存の会計基準を適切に解釈し、実務に適用するため、そして基準化されていない取引や事象の会計処理について財務諸表の作成者や会計士が適切な処理を導き出すのに役立てるために、基礎的理念のようなものを権威ある実践的な概念書として構築する必要があるように考えます。

## VI 山一証券のケース

### 1. 山一証券の監査人に対する損害賠償請求訴訟

最後に、山一証券の監査人に対して1999年の12月に提起された損害賠償要求訴訟について考えてみたいと思います。これは山一証券の破産管財人が原告となり、山一証券の監査を担当した当時の中央監査法人与6人の公認会計士を被告として、総額約60億円の損害賠償を求める訴えです。

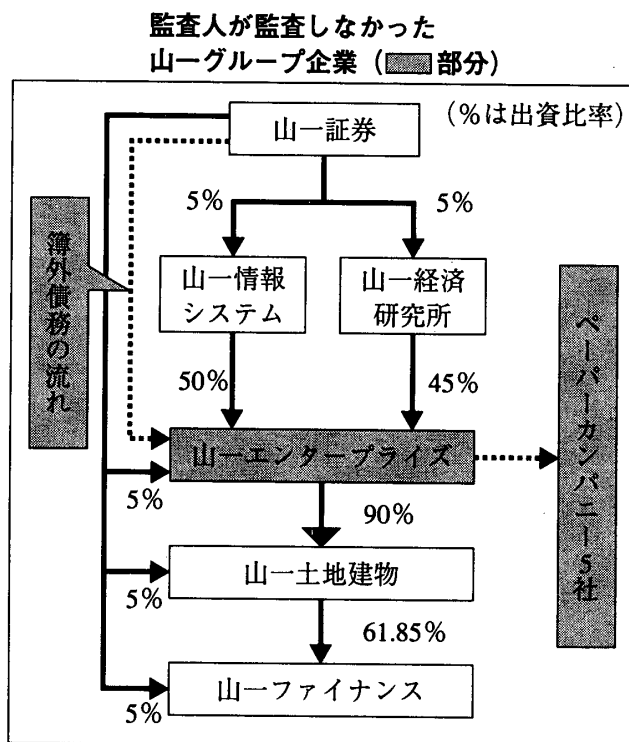
- (i) 端的に言って私はこの民事事件に関わりを持つすべての人たちが、法廷の場で真実を述べてもらいたい。そして問題の本質はどこにあったのかを明らかにすることを期待しています。
- (ii) しかし、被告側の抗弁は、事実そのような意見を述べているように「現行の監査基準および監査慣行に照らして十分な監査を行った」にもかかわらず、経営陣の監査の盲点を突く、巧妙で複雑な仕組みによって飛ばしの行為を隠蔽していたので発見できなかったということに終始するように思われます。

もちろんこれが事実であったかもしれません。そうすると法廷での論争は監査の限界という問題も含めて、監査上の危険性、業界および山一証券がおかれていた当時の経営環境、そして職業的専門家としての正当な注意などという高度に専門的な監査の論点について、証人や鑑定人も動員して深く立ち入ることになるかもしれません。

- (iii) 被告側のもう一つのスタンスは（これはあくまでも憶測であり一つの仮説ですが）、飛ばしの事実は把握もしくは疑惑を抱いていたが、当時のいわゆる「時代的制約」により、すなわち会計慣行のあいまいさ、監査基準の不整備、そして行政の介入などをひっくるめて、このことを独自に表に出すことは不可能な状況にあったと弁明することでしょう。

このことを少し敷衍してみたいので、ここに一つのオーバーヘッドを用意してきました。

これはチャートの脚注に書いているように、出所は読売新聞の1998年11月23日の記事の一部です。これによると網のかかった部分は監査人が監査しなかった山一グループの企業です。そして白いところは山一証券本体や関係会社の山一情報システムなどであり監査をした企業です。そして、含み



(出所) 読売新聞1998年11月23日 (月)

損をかかえる有価証券は「簿外債務の流れ」が示すように、山一証券から（あるいは第三者から山一証券の仲介で）監査の対象から外れていた山一エンタープライズに飛ばし、さらにそこから5つのペーパーカンパニーを最終的な受け皿会社として問題の有価証券を移したわけです。

山一エンタープライズ及びペーパーカンパニー5社は当時のいわゆる「持株基準」ルールのもとでは、子会社または関連会社の範囲から外れるので、これらの会社は連結子会社ないし持分法が適用される関連会社として山一証券グループ企業の連結財務諸表に含まれていないと考えられます。したがって、これらの会社の帳簿書類は連結財務諸表監査に関連して個別に監査することは、当時、求められていなかった（できなかった）のではないかと思います。

しかし、1997年6月に改正され、2000年3月期から適用されることになった新しい連結財務諸表ルールにおけるいわゆる「実質支配力基準」のもとでは、山一エンタープライズは子会社に該当するのではないかと推測されます。したがって、現在ならば、監査の対象になると考えられます。チャートは山一証券本体とそのグループ企業のすべてを示しているとは限りませんが、これによると山一情報システムおよび山一経済研究所への山一証券の出資比率はそれぞれ5%となっているので、問題は残りの95%は実質的にどこが出資していたのか、あるいは山一エンタープライズを実質的にコントロールしていたのはどこかということです。いずれにしろ、当時は「持株基準」を杓子定規に適用していたので、山一エンタープライズとペーパーカンパニー5社は監査の対象から外れることを見越して、山一証券の経営者はこのような操作をしたということでしょう。

次に、このチャートによると、山一証券のほか4つの関係会社、すなわち山一情報システム、山一経済研究所、山一土地建物および山一ファイナンスは監査をしています。その理由は、多分、連結財務諸表監査に直接関係なく、商法監査の対象になっていたのではないかと想像されます。

いずれにしろチャートを見る限り、山一エンタープライズは山一情報システムと山一経済研究所からそれぞれ50%・45%の出資を受けている一方、山一土地建物に90%出資しており、そして山一土地建物を通じて山一ファイナンスに61.85%出資していることからして、気になる存在の会社であることは間違いないでしょう。

## 2. エクスペクテーション・ギャップ

さて、最後に、ここで飛ばし取引にまつわる山一証券の監査についていくつかの仮定を立ててみたいと思います。歴史を検証する場合に「if (もしも)」という仮定を立てるのは無意味であると言われていますが、あえて次のようなifを立ててみることにします。

その第1は、監査人は当時の監査基準および監査慣行に基づいて監査を計画・実施した過程で飛ばし取引が行われているかも知れないという疑惑を抱いたという仮定です。当時、山一証券は“飛ばし”を行っていたということが証券・金融業界で絶えず囁かれていたと事後に新聞などで報道されています。したがって、飛ばし取引が行われているかも知れないという疑惑を、監査人は持っていたというのが第1の仮定です。

第2の仮定は、そのような疑惑を明らかにするには監査の範囲の問題として、山一エンタープライズと5つのペーパーカンパニーは、当時の持株基準のもとでは連結の範囲から外れており、また商法監査の対象になっていなかったにもかかわらずこれらの会社を監査することは可能であったということです。あるいは、これら5つの会社に問題証券の購入資金を山一証券が実質的に貸付ける取引を精細に追跡することによりその実質的内容を把握しえたとする可能性です。

さらに、監査人は、山一証券本体の監査と関連して裏づけ監査を行った結果、飛ばし取引を突き止め、加えて、その会計処理を不適正とする明確な会計基準、あるいは会計慣行は、当時、存在していなかったのですが、あえて存在していたというのが第3の仮定です。あるいは、このような取引について明文化された基準は存在していなかったにもかかわらず、監査人は会計というものを自主的に解釈し、これは不適切な会計処理であるという判断をしたという仮定でしょうか。もしくは、飛ばし行為は当時すでに法律で、これは改正証券取引法ですが、禁止されていた損失補填の一つの帰結なので、明らかに不正・違法行為であるという認識を、会計監査人はもったという仮定です。

そして、第4に、最後の仮定ですが、監査人が“飛ばし”の実態を適切に反映するような会計処理を見出し、そのように決算書を修正するかあるいは飛ばし取引の内容を開示する必要があると経営者に申し入れたという仮定を立ててみたいと思います。そうすると、この申し入れに対して山一証券の経営者はどのように対応したのでしょうか。これは仮定というよりも、憶測ですが、この事件

について報道されているように、監督当局である大蔵省証券局による示唆、助言、あるいは指導があったことなどを監査人に伝えるのではないかと思います。

以上、いくつかのifといいたまいますか、仮定を立ててみましたが、その中には監査の範囲の問題、会計・監査慣行の問題、そして行政の介入の問題などが浮かび上がります。そうしますと一般の人たち、あるいは合理的に慎重な投資家はどのようなことを監査人に期待するだろうかという疑問が生じます。これはしばしば「エクスペクテーション・ギャップ」という言葉で表現されています。エクスペクテーション、すなわち期待のギャップというのは、監査の世界で皆さんはご存じかも知れませんが、一般の人たちが監査に期待することと、実際の監査および監査実務を取り巻く環境との間にはギャップ、溝があるということです。先述のように、私は、このような期待と実務の隔たりに関連していくつかの仮定を立ててみました。これらすべてのハードルを監査人はクリアすべきであったというエクスペクテーションは、当時の日本における会計慣行、監査慣行、そして裁量行政（すなわち「時代的制約」）に照らし合わせて、はたしてこれはリーズナブルな期待であるかどうか、第三者の間でも意見の一致をみるのは難しいのではないかと思います。

### 3. もしも発見していたならば

しかし、もしも山一証券の監査人が飛ばし取引を突き止め、その詳細を把握し、そしてその対象となった証券の含み損の内容を知りえた場合に取りべき道は結論的に1つしかないように思います。それは、経営者の言明、すなわち会社がその時点で作成し公表する予定の財務諸表は適正でないことを断言すべきでしょう。

この場合、監査人に対するいろいろな圧力、内外関係者との協議、そして注記を含む財務諸表の修正の勧告や違法行為の監査役会への報告などの技術的・法律的な側面はさておき、あくまでもそのまま（無修正）の財務諸表であったとすると、監査人はそれを適正とは認めない態度を取るべきでしょう。なぜならそれは一口に言って、山一証券が公表した例えば破産直前期の1997年3月期の財務諸表は、同社の財政状態および経営成績を適正に表示していないからです。その根拠、すなわち秤は、これまでの話と矛盾するような印象を与えることを承知の上で、あえていえば、会計処理および開示の重要な点においておよそ一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているとは言えないからです。

飛ばし取引に係る明瞭な会計ルールは当時なかったとしても、問題の有価証券は実質的に山一証券またはグループに帰属するものなので低価法を適用した場合、“簿外”損失を認識しなければ低価法の原則ないし低価法が意図する目的を踏みにじることになります。また、山一証券が実質的に抱える負債（新聞等ではこれを簿外負債と呼んでいます。）は、前に触れた「企業会計原則」にいう（評価性）引当金の定義に当てはまると考えます。何よりも、飛ばしという意図行為による巨額の簿外損失の存在が、公表財務諸表が示した財政状態及び経営成績というものを全く無意義にしてい



たからです。

山一証券の経営者は、問題の取引とその会計処理が監査人によって発見された時のために、会計上の枝葉的な理由を準備していたかもしれませんが、要はその取引の本質を財務会計の幹の部分に照らし合わせて判断することが求められます。

## VII 終わりに

「監査の失敗」(結果的に)の原因分析、総括及び再発防止策の検討が望まれます。私のこの報告の題目をあえて「監査の失敗」として鍵括弧で囲みました。鍵括弧で表現したことには、それが特定の状況の下で生じた結果的なものであることを意味しています。すなわち、私はこのような疑問を1995年以降に発生した粉飾決算疑惑事件のすべてに投げかけているのではなく、あえて鍵括弧をつける必要のないものもいくつかあるように思います。1997年のヤオハン・ジャパンや1998年の三田工業の件などは明らかに鍵括弧を外すべきでしょう。しかし、山一証券のケースや金融機関の経営破綻に伴う粉飾決算疑惑については、破綻の直前まで会計士は適正意見を表明し、結果的には監査の「失敗」と見なされるかも知れません。しかしながら、私は当時の[時代的制約]からして、そして事実関係が明らかになるまで鍵括弧はそのまま残すのが妥当ではないかと思っています。

以上が私の報告です。ご静聴有難うございました。

## 引用・参考文献

- [1] 新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社, 1993
- [2] 東京高等裁判所第16民事部「判決言渡——日本コッパース有限会社損害賠償請求控訴事件」1995年9月28日
- [3] 鳥羽至英『監査基準の基礎』白桃書房, 1996
- [4] 日本公認会計士協会「飛ばし類似金融商品等の取引の取扱い」1999
- [5] 森岡孝二『粉飾決算』岩波書店, 2000
- [6] 山浦久司『会計監査論』中央経済社, 1999
- [7] 山一証券株式会社「有価証券報告書総覧——平成9年」大蔵省印刷局
- [8] 1997年11月22日以降の新聞記事——主に日本経済新聞
- [9] Kiyomitsu Arai and Shonosuke Shiratori, "Legal and Conceptual Framework of Accounting in Japan", 1991
- [10] Financial Accounting Standards Board, "SFAS No.143—Accounting for Asset Retirement Obligations", June, 2001
- [11] International Accounting Standards Committee, "Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements", 1989
- [12] International Accounting Standards Committee, "Discussion Paper—Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities", 1997
- [13] Vincent M. O'Reilly, et al, Montgomery's Auditing, New York, John Wiley & Sons, 1998

[14] Masayoshi Sato, "Development of Mark-to-Market Accounting in Japan", 2000

[15] Etsuo Sawa, "Accounting in Japan" in Peter Walton, et al, eds., International Accounting, London, International Thomson Business Press, 1998, chapter 7, 150-165